

## 下水道使用料に係る返還金支払要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、下水道使用料の過誤納金のうち、地方自治法（昭和22年法律第67号）第236条の規定に基づき時効により還付することができない下水道使用料相当額（以下「還付不能金」という。）を、過誤納返還金（以下「返還金」という。）として支払うことにより、納付者の不利益を補填し、もって下水道使用料徴収における公平の確保と信頼を保持することを目的とする。  
(返還金対象者)

**第2条** 豊中市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、豊中市上下水道局（以下「局」という。）の責に帰する下水道使用料賦課誤りに基づく還付不能金が生じた場合、還付不能金を納付した者（以下「返還金対象者」という。）に返還金を支払うことができる。ただし、当該返還金対象者が死亡している場合は、その相続人とする。

(返還金の額等)

**第3条** 返還金の額は、次の各号に掲げる額の合算額とする。

(1) 還付不能金

(2) 利息相当額

2 前項第1号の還付不能金は、原則として支出を決定する日の属する年度から10年前の年度までの期間において、局で保有する納付情報又は返還金対象者が保管する領収証等により納付が確認できる還付不能金の合計額とする。

3 第1項第2号の利息相当額は、還付不能金の納付のあった日の翌日から返還金の支出を決定した日までの期間の日数に応じて、還付不能金に年5パーセントの割合を乗じて得た額（その乗じて得た額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。この場合において、納付日が確認できない場合は、還付不能金は各納付月の末日に納付したものとみなす。

(返還金の決定)

**第4条** 管理者は、事実関係等を調査し、返還金の支払を適当と認めるときは、速やかに返還金の支払を決定するものとする。

2 管理者は、前項の規定により返還金の支払を決定した場合、返還金支払決定通知書（様式第1号）により、返還金対象者へ通知するものとする。

(返還金の請求)

**第5条** 返還金対象者は、返還金の支払を受けようとするときは、返還金支払請求書（様式第2号）により管理者に請求するものとする。

2 管理者は、前項の請求を受けた場合、速やかに返還金を請求者に支払うものとする。

(充当の禁止)

**第6条** 返還金対象者が納付すべき下水道使用料がある場合においても、返還金については、充当を行わないものとする。

(返還金の返還)

**第7条** 管理者は、虚偽その他不正な手段により返還金の支払を受けた者があるときは、次の各号に掲げる合計額をその者から返還させるものとする。

(1) 還付不能金

(2) 返還金の支払を受けた日から返還を受けた日までの日数に応じ、前号の額に年5パーセントの割合を乗じて得た額

(補足)

**第8条** この要綱に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年11月5日から実施する。